

# 保安規程変更届出書

原 第 55 号  
2020 年 10 月 2 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

富 番 1 号  
北 社  
代  
社長執行役員 金井 豊

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2020 年 10 月 1 日

以 上

別 紙

## 変 更 内 容

- (1) 組織改正に伴い，関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。
- (2) 電気事業法の規定により，関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。

以 上

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;">平成21年1月1日制定 2020年4月1日改正</p> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;">平成21年1月1日制定 2020年10月1日改正</p> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p>・改正・施行日の変更。</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 電気事業法に基づく溶接事業者検査及び定期事業者検査並びに原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査、<span style="border: 1px dashed red;">定期検査</span>には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 電気事業法に基づく溶接事業者検査及び定期事業者検査並びに原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査<span style="border: 1px dashed red;">[ ]</span>には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・電気事業法の規定により定期検査の記載を削除。 （電気事業法第百十二条の三第4項により、定期検査は原子炉等規制法による検査を受けるべき原子力発電工作物には適用しないこととなっている。）</p>

改正前	改正後	備考
<p>その2 (原子力発電所)</p> <p>14</p> <p>(後略)</p>	<p>その2 (原子力発電所)</p> <p>14</p> <p>(後略)</p>	<p>・施設防護課から総務課への業務移管に伴い総務課を追加。</p>

## 添付書類

添付書類 1 : 変更理由

## 変 更 理 由

- (1) 組織改正に伴い、保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] を変更したため。
- (2) 電気事業法の規定により、保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] を変更したため。